

議案第14号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、別紙のとおり提出します。

平成26年3月21日

鳥取県教育委員会教育長 横濱純一

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

1 訓令の改正理由

事務部局の臨時的任用職員の任免等の事務処理権限について見直しを行うとともに、平成26年4月の組織改正に伴う所要の改正を行う。

2 訓令案の概要

- (1) 課長等及び所長等に任免等の決定の専決をさせる事務部局の臨時的任用職員は、任用期間が1月未満（現行 16日未満）の者とする。
- (2) 組織改正に伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 月 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条、第4条、第6条―第8条関係）					別表第1（第3条、第4条、第6条―第8条関係）				
1 共通事項					1 共通事項				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育委員会	専決権者		教育委員会	専決権者		校長等	校長等
			教	課		教	課		
		長	長	長			長	長	
		員	等	等			員	等	等
		会					会		
略					略				
四 その他の業務に関する事務		略			四 その他の業務に関する事務		略		
	11 事務部局の 臨時的任用職員（任用期間が <u>1月</u> 未満の者に限る。） の任免及び給与の決定			○				○	○
	略								
2～7 略					2～7 略				
別表第3（第9条―第12条、第14条、第16条関係）					別表第3（第9条―第12条、第14条、第16条関係）				
1・2 略					1・2 略				
3 小中学校課					3 小中学校課				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教育長	専決権者		教育長	専決権者		委任決裁権者	委任決裁権者
			長	者		長	者		

		課長等	課長等
略			
六 教育職員免許法に関する事務	略		
	3 1及び2に掲げるもののほか		
	(1) 重要なもの	○	
	(2) 軽易なもの		○
七 社会教育法（昭和24年法律第207号）に関する事務（学校に在籍する児童、生徒等の保護者及び当該学校の教職員で構成される団体の連合会に係るものに限る。）	1 同法に基づく事務のうち次に掲げる事務		
	(1) 同法第11条第1項の規定による社会教育関係団体に対する指導又は助言	○	
	(2) 同法第13条の規定による社会教育関係団体に対する補助金を交付しようとする場合における社会教育委員の会議からの意見聴取		○
	(3) 同法第14条の規定による社会教育関係団体に対する報告の要求		○
八 その他の業務に関する事務	略		

4～6 略

7 社会教育課

		課長等	課長等
略			
六 教育職員免許法に関する事務	略		
	3 1及び2に掲げるもののほか		
	(1) 重要なもの	○	
	(2) 軽易なもの		○
七 その他の業務に関する事務	略		

4～6 略

7 家庭・地域教育課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
一 社会教育法 (昭和24年法律 第207号)に関 する事務(学校 に在籍する児 童、生徒等の保 護者及び当該学 校の教職員で構 成される団体の 連合会に係るも のを除く。)	略			
略				

8～11 略

12 体育保健課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
略				

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
一 社会教育法 (昭和24年法律 第207号)に関 する事務	略			
略				

8～11 略

12 スポーツ健康教育課

事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
略				
四 スポーツ基本 法(平成23年法 律第78号)に関 する事務	1 同法第10条 第1項の規定 によるスポー ツの推進に関 する計画の決 定	○		
	2 1に掲げる もののほか			

四 その他の業務に関する事務	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の8第3項の規定による児童生徒の健康診断の期日又は期間の指定に関する指示	○		
	2 高等学校運動部に対する強化部の指定	○		
	3 一から三まで並びに1及び2に掲げるもののほか			
	(1) 特に重要なもの	○		
	(2) 重要なもの		○	
	(3) 軽易なもの			○
五 その他の業務に関する事務	(1) 特に重要なもの		○	
	(2) 重要なもの			○
	(3) 軽易なもの			○
	1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の8第3項の規定による児童生徒の健康診断の期日又は期間の指定に関する指示		○	
	2 国民体育大会知事表彰の決定		○	
	3 高等学校運動部に対する強化部の指定	○		
	4 一から四まで及び1から3までに掲げるもののほか			
(1) 特に重要なもの	○			
(2) 重要なもの		○		
(3) 軽易なもの			○	

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。